

平成 30 年 6 月 1 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370837

研究課題名(和文) 東京裁判における中国の政治的役割に関する総合研究

研究課題名(英文) A comprehensive study on the political role of China in the Tokyo War Crimes Trial

研究代表者

小林 元裕 (Kobayashi, Motohiro)

東海大学・文学部・教授

研究者番号：80339936

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：1946年5月から1948年11月まで行われた極東国際軍事裁判、いわゆる東京裁判は、マッカーサーの当初の思惑を裏切って長期化した。これは太平洋戦争の訴因だけで日本を裁こうと考えたアメリカの構想に中国側が日中戦争の訴因を組み入れるよう要求したためである。つまり中国の存在が東京裁判の性格と方向性を大きく変化させたといえる。中国は検事団だけでなく裁判官自らも日本に対して日中戦争の責任を問うという強い意志で東京裁判に臨んだ。この中国の東京裁判に対する姿勢は対日賠償要求と大きく関係を持ち、そこには中国国内の国共内戦と米ソの冷戦構造が大きな影を落としたのである。

研究成果の概要(英文)：The Tokyo War Crimes Trial, which was held from May 1946 to November 1948, has prolonged, betraying MacArthur's original speculation. This is because, the United States thought to judge Japan only by the counsel of the Pacific War, the Republic of China demanded to incorporate the counsel of the Japan-China War. In other words, it can be said that the existence of China has greatly changed the character and direction of the Tokyo trial. Not only the Chinese prosecutor, but also the judge himself, came to Tokyo for a strong will to ask Japan for the responsibility of the Japan-China war. This attitude towards the Tokyo trial was closely related to the demand for Japan compensation, and there was a big shadow of the Civil War in China and the cold war structures of the US and the Soviet Union.

研究分野：日中近現代史

キーワード：東京裁判 中華民国 梅汝璈 向哲俊

1. 研究開始当初の背景

1980年代以降、それまで『極東国際軍事裁判速記録』全10巻(1968年)に多くを頼っていた東京裁判研究は、アメリカが所蔵する資料、特に国際検察局の資料発掘によって大きく進展した。粟屋憲太郎氏はA級戦犯をはじめ、その他の戦犯容疑者らに対する国際検察局(IPS)の尋問調書を詳細に分析し戦犯選定における連合国間の駆け引きや裁判の進め方といった、日本史に軸を置きながらも国際政治史にまで視野を広げ、従来の研究が踏み込まなかった裁判前史を明らかにした。粟屋氏は、国際検察局の資料から特に重要な木戸幸一関係尋問調書を抽出して『東京裁判資料 木戸幸一尋問調書』(1987年)をまとめ、筆者も編集に当たった『東京裁判資料 田中隆吉尋問調書』(1994年)さらには吉田裕氏と『国際検察局(IPS)尋問調書』全52巻(1993年)を編集、出版して東京裁判関係の資料を一般が容易に利用できるようにした。そして粟屋氏自身はこれらの資料を利用して『東京裁判論』(1989年)『東京裁判への道』(2006年)等をまとめ、その後の東京裁判研究をリードした。

このように英文資料を利用することで大きく進展した東京裁判研究は、アメリカ以外の裁判関係国に対する関心をも喚起して、ソ連、オランダ、インド、フィリピン等との関係から東京裁判にアプローチする視点を生み出した。このような国際的な視野から東京裁判を分析する研究は2000年代に入ると一段と深まりを見せ、日暮吉延『東京裁判の国際関係 - 国際政治における権力と規範』(2002年)、戸谷由麻『東京裁判 第二次大戦後の法と正義の追求』(2008年)等の成果を生み出した。このような状況にあって東京裁判参加国の一つであった中国については研究がなかなか進展しなかった。余先予・何勤華『東京裁判始末』(1986年)、胡菊蓉『中外軍事法廷審判日本戦犯 - 關於南京大屠殺』

(1988年)が研究の嚆矢といえるが、これらは東京裁判そのものの分析というよりは南京事件など日中戦争における日本の戦争犯罪の解明に重点を置いていた。しかし、2002年に中国南開大学の宋志勇氏が博士論文『東京審判研究』(2002年、未公刊)をまとめ、中国で初めての本格的な東京裁判研究が発表された。そして2010年代に入ると、東京裁判開廷65周年を機に2012年3月に国家図書館と上海交通大学が協力して東京裁判研究センター(東京審判研究中心)を設立したのである。同研究センターの設立は、日本帝国主義による中国侵略の歴史事実の解明を推進することで、日本の保守層が主張する「東京裁判史観」や「東京裁判否定論」を否定するという「愛国主義思想」をその目的に持つと考えられるが、その一方で、従来のイデオロギー的な歴史解釈ではなく、原資料に基づいた歴史分析を実証的に進める姿勢を打ち出した。それを裏付ける具体的な動きとしては次の2点を指摘できる。

第一に、東京裁判研究叢書として『東京裁判文集(東京審判文集)』(2011年9月、上海交通大学東京審判研究中心編)を出版した。これには、東京裁判で中国代表判事を務めた梅汝璈、同検察官を務めた向哲濬、倪征奥らの記した資料性の高い文章を収録すると同時に中国大陸における数少ない東京裁判研究の代表論文を収録している。その後、この東京裁判研究叢書は、世界で出版された東京裁判関係の書籍を翻訳し、東京裁判で判事を務めた梅汝璈、検察官を務めた向哲濬、倪征奥らの日記、回想録、関係文書を再編集して内容を充実させていく。

第二に、国家図書館が中心となってアメリカで東京裁判の資料を収集し、速記録の他に裁判関係の資料を加えた東京審判文献叢刊編集委員会編『極東国際軍事法廷裁判記録(遠東国際軍事法廷審判記録)』全80巻(国家図書館出版社・上海交通大学出版社)を

2013年9月に出版した。そして、その続編として資料集『極東国際軍事法廷裁判証拠（遠東国際軍事法廷審判証拠）』全50巻他の大部な基礎資料を続々と復刻し出版していく。

このように中国で東京裁判研究の新しい動きが起きつつあった時期に筆者は奇しくも平成23～25年度の基盤研究(C)「中国における東京裁判の政治的役割に関する基礎研究」に着手し、第二次世界大戦中に組織された国際連合戦争犯罪委員会での中国の活動とその役割、また梅汝璈判事の動向について等の研究を進めた。その際、当初予定していた中国第二歴史档案館（公文書館）での資料収集は結局許可が下りず、そのために資料収集は、英文資料出版物の収集と台湾国史館（公文書館）での資料収集が中心となった。国史館での調査は順調に行われ、同館が所蔵する東京裁判に関する基本的な資料はほぼ収集できたと考える。しかし東京裁判の開廷期間はまさしく中国大陸で国共内戦が繰り広げられていた時期であり、東京裁判関係の資料は多くが中国大陸に残されたと考えられる。胡菊蓉氏は東京裁判の資料を中国第二歴史档案館で閲覧しており、同館が東京裁判関係の資料を所蔵していることは間違いない。

筆者は、2013年9月14、15日に重慶で開催された国際シンポジウム『第二次世界大戦における日中戦争 日中戦争国際共同シンポジウム第5回会議』に参加した際、同シンポジウム参加者の馬振犛・中国第二歴史档案館副館長から、同館が2013年後半～2017年にかけてデジタル化を終了した資料を順次公開していくと耳にした。そこで可能性は低いものの、中国第二歴史档案館が東京裁判関係の資料を公開した場合、それにすぐ対応できるように本研究を準備しておく必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、第二次世界大戦後の1946～48年に実施された極東国際軍事裁判、いわゆる東京裁判で中国（中華民国）が果たした政治的・歴史的役割を明らかにすることを目的とする。東京裁判に関する従来の研究は、東京裁判を推進したアメリカとの関係を中心に行われてきた。そのために日本語以外では英文資料による研究が多くを占め、日本もしくは日米関係からの東京裁判分析が中心であった。したがって東京裁判と中国との関係、そして中国語資料を使用しての研究は近年新たな動きが見られるもののまだ十分ではない。そこで当該研究では、中国・台湾の中国語資料を利用し、中国が第二次大戦（日中戦争）期の日本の戦争犯罪をどう裁こうとしたのか、そして東京裁判構成国にあってどのような役割を果たしたかを明らかにすることを目的とする。

筆者は平成23～25年の基盤研究に取り組む際に、5つの課題を設定した。第1に東京裁判前史として、中国が日本の戦争犯罪を裁く論理をどう構築したのか、第2に中国の裁判官、検察官の人選、任命の経緯と彼等が裁判に果たした役割、第3に中国は戦犯の選定にどの程度影響力を持ち、訴因の作成にどうかかわったのか、第4に連合国内における中国の役割と位置、特にアメリカとの関係はどうだったのか、第5に東京裁判判決に及ぼした中国の影響力についてである。

第1の課題に関しては、連合国戦争犯罪委員会の資料で、そして第2の課題に関しては、当該期間中、台湾国史館で発掘した国民政府外交部の資料によってかなり明らかにできたと考える。しかし第3以降の大きな課題については、当該期間中における解明は困難であり、中でも第4の課題に関しては、上海交通大学東京裁判研究センターが編纂する資料集を利用する必要が出てきた。また第5の課題に関しては中国第二歴史档案館での資料公開が進めば、中国国民政府の東京裁判に

対する方針や政策決定過程を含めより詳細に明らかにできると考える。したがって今回の研究では期間中に公開され、収集できた資料をもとに改めて第 1～5 の課題を見直し、なかでも第 3～5 の課題に力を注ごうと考えた。さらに今回は第 6 の課題として、中国側検事による証人・証言者の選定及び法廷に提出した証拠類作成経緯の解明を追加した。

3. 研究の方法

中国第二歴史档案馆が東京裁判関係の資料を早々に公開するとは考えられなかったため、本研究は当初、原資料の収集ではなく、中国大陸で進行しつつある東京裁判研究の動向をまず押さえることに力を入れ、中国人研究者に遅れをとらないためにも、中国での研究状況の確認と、中国で出版が開始された東京裁判関係資料を購入して研究を進めようと考えた。

東京裁判では日本語・英語の 2 カ国語が基本言語として使用され、中国人の証人が出廷した際には、中国語 英語 日本語の順に翻訳された。当初はその任に当たる通訳がいなかったため検事団から通訳を供出する事態まで発生した。東京裁判の翻訳に関わる問題は武田珂代子『東京裁判における通訳』(2008 年)が詳細な検討をすでに加えているが、中国語に関しては、重訳によって証言の意味が正確に伝わらなかった箇所が相当数あったと考えられる。日本語・英語の速記録だけで法廷における証言を理解、分析するのは難しい。日英双方の速記録の他に中国語の資料を補うことで法廷でのやり取りを再確認する必要がある。

2013 年 9 月に出版された『極東国際軍事法廷裁判記録(遠東国際軍事法廷審判記録)』全 80 巻は、東京裁判の開廷、すなわち 1946 年 5 月 3 日から閉廷の 1948 年 11 月 12 日まで裁判の全記録を日録的に並べた資料集であり、その内容は裁判所の成立、立証準備、検察側の立証、弁護側の反証、検察側の反論

と弁護側の反論、検察側の最終論告、弁護側の最終弁論、そして判決からなる。本研究では、当初、この資料集によって日本語・英語版の東京裁判速記録などと比較検討し、特に中国代表を務めた梅汝璈判事、向哲濬検事らの言動を詳細に調べて中国の裁判に対する基礎的な政策を把握する予定であった。しかし、当時の円安傾向と、中国書籍の値上がりによって予定していた研究予算で同資料の購入が不可能となってしまった。そのため、文献資料を用いての分析は、予算内で購入が可能だった『極東国際軍事法廷裁判証拠(遠東国際軍事法廷審判証拠)』全 50 巻(東京裁判文献叢刊委員会編、国家図書館出版社、2014 年)や、『極東国際軍事法廷裁判記録・中国部分 - 東北侵略(遠東国際軍事法廷審判記録・中国部位分 - 侵占東北検方挙証)』(上海交通大学出版社、2014 年)、同『全面侵華辯方挙証(上)』(2014 年) 同『侵占東北辯方挙証(下)』(2014 年)等に切り替え、筆者がすでに所有している関連資料と対照して、中国側が被告の戦争犯罪をどのように立証しようとしたのかに注視した。

結局、本研究の最終年度である平成 29 年度までに中国第二歴史档案馆が所有すると考えられる東京裁判関係の資料公開は実現しなかった。しかし、この間、中国第二歴史档案馆は上海交通大学東京裁判研究センターと協定を結び、日中戦争終結後に中国国内で行われた戦犯裁判の資料で、同館が所蔵する資料を編集、出版すると報じた。東京裁判関係の資料公開については残念ながら論及されていない。

筆者は、研究期間内に中国第二歴史档案馆での資料公開が行われなかった場合、上海交通大学東京裁判研究センター、もしくは南開大学日本研究院に出張して中国人研究者と情報交換を行って、少しでも研究を進める考えでいた。この点に関していえば、上海交通大学東京裁判研究センターの程兆奇氏、そし

て天津南開大学日本研究院の宋志勇氏と中国そして日本の両国で有用な情報交換ができた。

さらに、中国第二歴史档案館での資料公開が進展しない場合、筆者は蔣介石日記等の中国国民政府関係資料を多く所蔵するアメリカ・スタンフォード大学フーバー研究所に赴いて資料を収集する方法も当初考えていた。しかし、蔣介石の基礎的な資料である『事略稿本』と、その増補版である『民国二十六年之蔣介石先生』(国立政治大学人文中心、2016年)～『民国三十四年之蔣介石先生(下)』(2015年)において蔣介石は東京裁判の開廷と閉廷を淡々と記しており、蔣介石日記を実際に見た研究者の情報によれば、日記の記述も同様だという。このようにフーバー研究所での収穫が見込めない状況と、筆者が今回の研究期間中に勤務先を移った関係で、出張時間が物理的に確保できなかった事情で今回はフーバー研究所での資料収集を断念した。

4. 研究成果

筆者が先行研究となる平成 23～25 年の基盤研究を開始した当時、当該分野における本格的な実証研究は宋志勇氏の博士論文しかなく、研究をほとんど最初から進めなければならなかった。2013年11月12、13日に上海交通大学で開催された「東京裁判国際シンポジウム」において、中国国民政府の東京裁判政策に着目した報告は筆者以外に数点存在したが、それらはいずれも梅判事、向検事の遺族による報告であり、個人史の視点による分析であった。しかし、このように中国でも東京裁判研究が動き出し、上海交通大学東京裁判研究センターが中心となって大々的に資料の公開(料金を支払い、ウェブ上で東京裁判関係の資料閲覧が可能となっている)と公刊を進め、同センター長である程兆奇氏が『東京審判』(上海交通大学出版社、2017年)を出版するなど、中国人研究者による東京裁判研究にも大きな進展が見られる。

東京裁判は、マッカーサーの当初の思惑を裏切って長期化した。これは太平洋戦争の訴因だけで日本を裁こうと考えたアメリカの構想に中国側が日中戦争の訴因を組み入れるよう要求したためである。つまり中国の存在が東京裁判の性格と方向性を大きく変化させたといえる。中国は検事団だけでなく判事自らも日本に対して日中戦争の責任を問うという強い意志で東京裁判に臨んだ。この中国の東京裁判に対する姿勢は対日賠償要求と大きく関係を持ち、そこには中国国内の国共内戦と米ソの冷戦構造が大きな影を落としたのである。

中国判事の梅汝璈は、法廷においてオーストラリア代表のウェブ裁判長の隣に座り、裁判の最中に度々ウェブに助言し、ウェブから高く評価された(アーノルド・C・ブラックマン『東京裁判 もう一つのニュルンベルク』1991年)。一方、中国検察官の向哲濬は、法廷内だけでなく、中国での現地調査、喚問証人の選別等に尽力して中国案件の立証に大きな役割を果たした。中国検事団は証拠収集とその立証作業のために中国政府に対して人員の増加を求め、倪征オウ以下スタッフを増員したが、検事団の日本及び中国での動向についてはいまなお不明な点が多い。ここでは、東京裁判に参加した中国検察官と中国と裁判における訴因作成との関わりの2点について簡単に指摘しておきたい。

中国検察団は、1946年5月の東京裁判開廷から1年近くの期間、検察官である向哲濬の他に裘劭恒、劉子健、朱慶儒ら3名の秘書と5名の通訳だけで法廷業務に当たっていた。向検察官は1946年9月12日付外交部宛電報において、日本弁護団の数が60余人なのに対し、中国検察団のスタッフはあまりにも少なすぎると苦言を呈し、早急な人員の増員を要求した。1947年3月、裘劭恒の病氣辞職に伴い、2月に倪征オウ、鄂森、桂裕、呉学義ら4名の顧問が補足され、少ないながらも人

員が補強された。これら検察団の人員は、殆どが中国の「南方」出身者であり、東呉大学の卒業生が中心だった点が大きな特徴である。

1946年2月7日、向哲濬は秘書の裘劭恒を伴い、東京に到着した。そしてその翌8日に東京裁判の首席検察官を務めるキーナンと面会している。向哲濬は11日に王世杰外交部長に宛てて、国際検察局が3件の事実確認と証拠を求めているので早急に資料を送ってほしいと電報を送った。その3件とは、1931年の満洲事変及び1937年の盧溝橋事件、

日中戦争期の松井石根將軍と畑俊六將軍指揮下の日本軍による暴行及びその他の国際法に違反する行為、アヘン問題についてであった。これら満洲事変、盧溝橋事件等における日本軍の軍事行為、南京事件、アヘン問題は後に法廷で取り上げられ、例えば1946年8月15日に向検察官が日本軍の中国庶民に対する暴行とアヘンの使用に関する証拠を提出している。これらの証拠は、国際検察局の依頼によって中国外交部が提供した資料が元になったと考えられる。このように、中国に関わる案件の事実確認要請は、中国検察団が日本に到着し、国際検察局の一員に加わる以前にすでに国際検察局によって準備されていたことになる。

中国国民政府外交部長や国民党国防最高委員会秘書長を務め、さらには1944年11月、重慶に設立され、日本の戦争犯罪調査や戦犯容疑者リストの作成に当たった極東太平洋小委員会の議長を務めた王龍恵は、国際法と戦争法に基づいて、毒ガスの使用、無防備都市及び非軍事目標への爆撃、日本軍国主義が中国民衆に実施した各種の暴行行為の3点を日本が中国で行った戦争犯罪と考えていた。つまり、のみが上述した国際検察局の事実確認要請と内容が一致している。訴因作成における王龍恵（極東太平洋小委員会）と国際検察局の関係、そして中国検察団

に事実確認を要請した国際検察局のアメリカ検察官の動向については現段階ではまだ解明に達していない。早急に作業を完成させ、『中国と東京裁判』のようなかたちで成果を発表したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

・小林元裕「日中戦争史研究の現在 - 抗日戦争勃発80周年国際シンポジウムに参加して」(『近代中国研究彙報』第40巻、2018年)

〔学会発表〕(計2件)

・小林元裕「東京裁判における中国検事の役割」(東海大学史学会大会、2016年6月25日)
・小林元裕「東京裁判で中国は日本の何を裁こうとしたのか」(国際ワークショップ「日本の侵略・支配責任と戦争裁判」北京外国語大学、2016年8月27日)

〔図書〕(計3件)

・東京審判研究中心編『東京審判再論』上海交通大学出版社、2015年(小林元裕「東京審判与中国 - 研究成果和課題」)
・吉田裕・森武磨・伊香俊哉・高岡裕之編『アジア・太平洋戦争辞典』吉川弘文館、2015年(小林元裕「阿片政策」「王龍恵」「向哲濬」「梅汝璈」ほか)
・朴檀(小林元裕ほか訳)『阿片帝国日本と朝鮮人』岩波書店、2018年(小林元裕「解説」)

6. 研究組織

(1)研究代表者

小林元裕 (KOBAYASHI Motohiro)

東海大学・文学部・歴史学科東洋史専攻
研究者番号：80339936